

# 国家賠償法3条2項にいう「内部関係で その損害を賠償する責任ある者」の意味 — 福島県と郡山市の国賠求償訴訟を素材に

垣見 隆 禎

## 1. はじめに

### — 「融合型」国地方間関係と国家賠償責任の帰属

行政学の分野では、中央地方関係を分析する枠組みとして、〈集権〉—〈分権〉という軸に加えて、〈分離〉—〈融合〉という軸が用いられることがある<sup>(1)</sup>。すなわち、国、都道府県、市町村というそれぞれの行政主体の責任を明確にして、特定の事務の処理を一つの行政主体が完結的に処理する「分離」型に対して、国、都道府県、市町村がそれぞれの立場から特定の事務に関与をし、これら複数の行政主体が共同してある特定の事務を処理するのが「融合」型の中央地方関係とされる<sup>(2)</sup>。こうした枠組みを前提にすると、分権一括法以前のが国の中央地方関係は、とりわけ機関委任事務という事務処理の仕組みが支配的であったことに鑑み、「集権融合型の地方自治」であったとされる<sup>(3)</sup>。

自治事務であっても、例えば、小中学校の設置者は市町村教育委員会（以下、「市町村教委」とする）であるが、教諭の任免は、市町村教委の内申に基づいて都道府県教育委員会（以下、「都道府県教委」とする）がこれを行い、教諭の給与は都道府県が負担するも

(1) 天川晃「変革の構想 — 道州制論の文脈」（大森彌・佐藤誠三郎編『日本の地方政府』東京大学出版会 1986年）118頁以下参照。

(2) ただし、そもそも、「分離・融合の問題」が、国に帰属する事務を、国の機関が直接処理するのか、それとも自治体に委任してこれを処理するのかという問題であるとするならば、〈分離〉—〈融合〉軸とは「集権」を前提とした「集権の下位概念」であるとする指摘もある。西尾勝「集権と分権」『行政学の基礎概念』東京大学出版会 1990年 424頁。

(3) 西尾勝『未完の分権改革』岩波書店 1999年 105頁。

のとされている。また、警察事務は都道府県の自治事務でありながら、警視正以上の階級にある警察官は一般職の国家公務員であるとされており（警察法56条1項）、その給与も国庫が支弁することとなっている（同法37条1項）。

このように、事務区分の如何を問わず、わが国の中央地方関係は、国、都道府県、市町村の広範な共管領域を前提とした、「融合型」であり、こうした枠組みは平成の地方分権改革を経た今日でも基本的に維持されているとされる<sup>(4)</sup>。

ところで、こうした「融合型」の国・自治体間関係は、国の行政機構の肥大化を抑制し、行政効率の観点から肯定的に捉えられる<sup>(5)</sup>一方で、行政責任が不明確になるという問題が指摘されうる。とりわけ、国と自治体の「共管領域」に属する事務処理につき、不法行為又は瑕疵により国民に損害を及ぼし、国家賠償請求が提起された場合に、その責任を最終的に負うのは誰かという形で、「融合型」につきまとう行政責任の曖昧さという問題が顕在化することとなる。

わが国の国家賠償法は、同法1条と2条でそれぞれ「国または公共団体」の公権力責任と営造物責任を定める他に、3条で、費用負担者の責任を規定することで、損害賠償を提起する国民が、国と自治体の権限や責任関係の複雑さから、被告の選択を誤って救済を受けられなくなるという弊害を除去した。しかし、損害賠償請求者との関係で責任を果たした後の最終的責任者が誰なのかという問題は、3条2項で「前項（国家賠償法3条1項をさす：筆者）の場合において、損害を賠償した者は、内部関係でその損害を賠償する責任ある者に対して求償権を有する。」と定めたのみで、明確にせず、学説の展開及び判例の蓄積に委ねた<sup>(6)</sup>。

しかしながら、「融合型」国地方間関係に内在的な行政責任の曖昧さという問題が国家賠償責任の帰属をめぐる問題として表面化することはこれまで皆無といってよいほど存在しなかった。国、都道府県、市町村間の事実上の支配従属関係に規定されて内部的に処理されてきたものと考えられる。国又は自治体が、内部関係の求償を求めて訴訟に踏み切った例は、いわゆる「新島砲弾爆破事件」において、敗訴した国が、賠償金の全額を被害者側に支払った後に、東京都に賠償額の4分の1を求償する訴訟を提起した他は存在しない。

---

(4) 市川喜崇「中央 — 地方関係史のなかの分権改革 — 福祉国家における集権と分権 —」  
『季刊 行政管理研究』112号（2005年）13頁。

(5) 西尾前掲書 1999年 105-106頁。

(6) 西莖章『注解法律学全集 ㊦ 国家賠償法』青林書院 1997年 475頁。

しかもこの事例においては訴訟上の和解により決着をみたため<sup>(7)</sup>、判決に至った例は今日に至るまでないとされる。また、学説においても、こうした訴訟が起きる「可能性はほとんどない<sup>(8)</sup>。」との前提で展開されてきたとみられる。

上記のような状況の中で、市立中学校の教諭による体罰事件を発端として、被害者に対して賠償を命じられた県と市の間で賠償金の支払いの調整が不調に終わり、県が市に対して国家賠償法3条2項に基づいて求償訴訟を提起するという事件が起きた。しかも、判決に至り、またつい先ごろその控訴審判決が下された。

本稿は、この珍しい事例の紹介及び一審判決及び控訴審判決の検討を目的とするものである。まずは、判決の検討に先立って起きる可能性がほとんどないといわれてきた上記訴訟がなぜ提起されたのか、という点にも留意しながら事実の概要を確認するところから始めよう。

## 2. 判決の紹介

### (1) 事実の概要

2002年9月17日郡山市立A中学校の生徒Xが、A中学校のB教諭から体罰を受けたとして国家賠償法1条1項により郡山市を、また国家賠償法3条1項により福島県に対して損害賠償請求訴訟を提起した。2004年7月6日に福島地裁郡山支部は「被告らは原告に対し、連帯して50万円及びこれに対する平成13年5月28日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え」との判決（以下、「前判決」という）を下した。この際、郡山市は国家賠償法1条1項により、福島県は同法3条1項により、賠償を命ぜられている。Xは、この判決を不服として控訴し、また、郡山市及び福島県も附帯控訴をした。その後、控訴審の2004年10月25日の期日において、郡山市教育委員会が、Xに対し、体罰があり学校側の指導に適切でないと受け止められる点があったことを認め、これに遺憾の意を表し、Xは郡山市に対する本訴請求を放棄する旨の訴訟上の和解が成立した。同日、Xは福島県に対する控訴を取り下げた。この結果、前判決が福島県との関係で確定した（「附帯控訴は、控訴の取下げがあったとき、又は不適法として控訴の却下があったときは、その効力を失う。」（民事訴訟法293条2

---

(7) 『訟務月報』33巻1号年別冊 1988年 2頁。

(8) 宇賀克也『国家補償法』有斐閣 1997年 340頁。

項) )。Xは2004年11月9日、福島県に対し、前判決で認容された金員の支払いを催告し、同月12日、福島県は、Xに対して、前判決の認容額58万6,584円を支払った。その後福島県は、郡山市に対して、求償権に基づき上記支払額を支払うよう催告し、さらに2005年9月30日、福島県教育委員会教育長名で、納期限を同年10月21日として上記求償債務の履行を催告する書面を送付した。しかし、郡山市はこの催告を拒否し、支払いに応じなかったため、福島県は郡山市に対して国家賠償法3条2項に基づき、58万6,584円の支払いを求める訴えを提起した。一審の福島地裁は、郡山市に、福島県に対して39万1,056円その他を支払えとの判決を下した(被害者との関係で福島県が支払った賠償金の三分の二は郡山市、三分の一は福島県の負担とするもの)。これに対して、福島県は被害者に対して支払った賠償金の全額を郡山市の負担としなかったことを不服として、仙台高裁に控訴した(2007年10月29日。郡山市も附帯控訴をしている)。2008年3月19日、仙台高裁は、被害者との関係で支払った賠償金の最終負担者を郡山市とする判決を下した。郡山市は3月31日上告した。

上に概観したように、教諭の体罰を発端とした国家賠償訴訟事件がともに賠償責任者とされた県と市との間の求償訴訟にまで展開したのには以下のような事情があったと考えられる。第一に被害者の控訴に対して、福島県及び郡山市が独立した控訴ではなく、附帯控訴でこれに応じたこと、第二に福島県が、仙台高裁の示した和解案に乗らずに、しかも、郡山市との和解が成立して被害者が控訴を取り下げれば、附帯控訴であったために一審判決が確定することを見落としていたとみられること(もともとこの点は福島県側からすると郡山市が「一方的に」被害者と和解を進めたということになるかも知れない)、以上の2点によると推察されるのである。このようにみると、本件は、郡山市が、市町村を代表して、教育行政にかかる都道府県―市町村間関係の見直しを求めて県の請求を敢然と拒否したためというよりも、県と市が附帯控訴をしたことにより生じたかなり「偶発的」な事件であったといえることができる。

なお、B教諭が本件体罰事件の発生までに、体罰その他の問題行動を起こしたことがないこと、また、B教諭が本件体罰事件を起こしたのが、B教諭が郡山市立A中学校に赴任後およそ2ヵ月経った時期であり、それ以前には近隣の別の市町村の中学校に勤務していたこと、について当事者双方において争いはない。

## (2) 判決の概要

本件については、本稿執筆時点において控訴審判決は判例集には掲載されていない<sup>(9)</sup>。また、一審判決と控訴審判決は判断の手法から結論まで全く異なっている。したがって、以下、2007年10月16日福島地裁判決及び2008年3月19日仙台高裁判決の二つの判決について若干詳しく判決文を紹介したい。

### ① 2007年10月16日福島地裁判決（以下、「一審判決」とする）

まずは、不真正連帯債務において被害者が加害者の一部との和解等により債務を免除した場合の他の債務者へ及ぼす効力の問題につき次のように判示している。

「複数の者が国家賠償法により責任を負う場合に、各責任はいわゆる不真正連帯債務の関係にあり、責任の割合に従って定められるべき自己の負担部分を超えて被害者に損害を賠償したときは、他の者の負担部分について求償することができると解される。」

このことを前提にして、次に、不真正連帯債務者である福島県と郡山市との負担割合を決定する基準について以下のように示す。

「県費負担教職員による不法行為の場合における、学校設置者である市町村と、費用負担者である都道府県との内部関係について、法は何ら規定するところではない。この点、費用負担者の負担する費用の中に賠償費用も含まれることを理由として、費用負担者が常に最終の責任者であるとする考えもあるが、費用負担をする趣旨は個々の規定によって異なることなどにも照らすと、一律に費用負担者が最終の責任者と解することはできないというべきであるから、負担割合は、費用負担の趣旨を考慮しつつ損害発生への寄与の割合などを総合的に考慮して定めるべきである。」

以上のように、一審判決は福島県を「費用負担者」と規定しつつ、一律に「費用負担者」が最終責任を負うとする考え方を斥けて「損害発生への寄与の割合」に拠るべきとする。

なお、「費用負担者」を最終的責任者とすることができないのは以下のような理由による。

「県費負担教職員の給料等について都道府県の負担とすることを定めた市町村立学校職員給与負担法1条の趣旨について検討すると、学校設置者である市町村が配

---

(9) 一審判決については、『判例時報』1995号（2008年4月21日号）109頁以下を参照。

置すべき教職員の給与費は、義務的経費であるとともに相当多額なものとなるため、財政力の弱い市町村においては一定水準の教職員を確保することが困難になり、ひいては教育水準の維持向上が困難になるおそれがあることから、市町村に比べ地域的に広く、かつ、財政力が強く安定している都道府県の負担とすることによって、市町村の財政上の重圧を除くとともに、給与の水準を全国的に適正にし、教育水準の維持向上を図るためであると解されるが、この規定は、学校の設置者が、その設置する学校を管理し、その学校の経費を負担するものとした学校教育法5条の法令上の例外であることに鑑みると、直ちに費用負担者である原告が、市町村立学校職員給与負担法1条、2条に定める給料その他の給与及び報酬等以外の経費というべき国家賠償法上の賠償義務をも負担すべきであると解することはできない。」

一審判決は、費用負担責任の帰属から、教職員の選任監督のあり方に転じる。

「そもそも、県費負担教職員は市町村の公務員として公権力を行使するのであって、また、市町村教育委員会は県費負担教職員のサービスを監督する義務を有する一方（同法43条1項、2項——「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」をさす、筆者）、都道府県教育委員会は県費負担教職員に対する直接の監督権を有しているものではない。＜中略＞本件体罰は、B教諭が郡山市立中学校内でXの授業態度についての指導時に生じたものであって、学校設置者である被告の運営管理上生じた事故であるから、被告の監督責任は大きいといえることができる。」

このように述べて、本件体罰事故について、まずは、被告である郡山市が責任を負うべきとする。しかし、判決は、原告の有する人事権に着目して原告も一定の責任を負うべきとして、負担割合について、原告が被害者に対して支払った賠償金のうち、三分之一を原告が、三分の二を被告が負担すべしと結論づける。

「かような権限（任命権や懲罰権をさす、筆者）は都道府県と市町村との適切な連携によって行使することが予定されているといえることができるにしても、あくまで市町村に代わって行使するという性質のものではなく、都道府県が最終的包括的な人事権を有していることによるものというべきである。これら事情や上記(1)の認定事実等を考慮すると、都道府県としても直ちに責任を免れるというものではなく、さらに、本件体罰は、県費負担教職員による体罰という故意の不法行為であって、単なる学校運営管理上の問題のみならずB教諭の教職員としての資質の問題をも含んでいることにも鑑みると、原告も内部関係において一定の責任を免れないものと解される。」

「そして、原告と被告の内部関係における負担割合については、上記の任命、監督等の内部関係、さらに前提事実や上記(1)の認定事実等をも総合考慮すると、原告を1、被告を2とするのが相当である。」

## ② 2008年3月19日仙台高裁判決（以下、「控訴審判決」とする）

「国家賠償法3条2項に定める『内部関係でその損害を賠償する責任ある者』とは賠償費用の最終負担者であって、当該職務執行の費用を負担する者がこれに該当すると判断する。」なぜならば「公権力の行使としての職務執行に要する費用の負担者は、職務の執行における損害賠償責任の発生は不可避的なものとして当然予想しているものであって、負担すべき費用には、賠償費用も当然含まれているものと解するのが相当」だからである。

しかし、ここにいう「職務執行に要する費用」の内容が問題となる。この点について控訴審判決は以下のように判断する。

「県費負担教職員の費用負担者は、都道府県であるが、負担している費用の内容は、給与、各種手当のみに限定されており、教育活動費用は含まれていない。本来、市町村立学校の経費は、教職員の給与も含め、学校を設置する者が負担するのが原則である（設置者負担主義）。しかし、教職員の給与について、上記原則の例外として、都道府県が負担するものとされたのは、学校設置者である市町村よりも財政規模が大きく、給与等の支払に関する財政基盤をより強固なものとするにより、学校教育の充実、教育水準の維持を図り、併せて市町村間における教育格差を是正することにあると解することができる。」以上のことから「教育活動において発生した本件賠償債務の最終負担者は、学校の経費を負担する被控訴人であると解するのが相当である。」

控訴審判決は続いて、県費負担教職員の「管理指導権限」の所在に言及し、以下のように判示する。

「被控訴人は、県費負担教職員に対する管理指導権限を有している者が本件賠償債務の最終負担者であると主張するが、県費負担教職員の監督権限は、第一次的には市教育委員会が有しており、県教育委員会の監督権限は第二次的なものであるから、被控訴人主張によっても、最終負担者を控訴人と認めることはできない。」

以上は、県費負担教職員をめぐる法令解釈に関する判断であるが、最後に本件事実に基づく、控訴人の過失の有無につき判示して締めくくる。

「……被控訴人は、県教育委員会が本件体罰事件を起こした教員に関する十分な

情報を市教育委員会へ提供することを怠ったことから、事件の発生を未然に防止することができなかったと主張するが、当該教員については、本件体罰事件の発生まで問題行動を起こした経歴はなく、県教育委員会が、指導監督上必要とすべき情報を市教育委員会に提供しなかったことを認めるに足りる証拠はない。」

### 3. 判決の検討

冒頭に触れたように、本件は、国家賠償法3条2項に関する初めてのケースであるので、先例となる判例は存在しない。また、本件においては事実の評価をめぐって原告・控訴人（以下、「福島県」とする）、被告・被控訴人（以下、「郡山市」とする）双方の間に重大な対立があるわけではなく、中心となる争点は3条2項の解釈問題である。それゆえ、審理においては、福島県、郡山市双方ともに、3条2項についての既存の諸学説に依拠した主張を応酬しており、これに応じて一審判決、控訴審判決ともに、学説を意識しながら判旨を展開している。そこで、本稿では、従来学説と対比しながら一審判決と控訴審判決の比較検討を行う。ただ、その前に、本件で問題となっているいわゆる県費負担教職員制度について概観しておく。

#### (1) 県費負担教職員制度について

市町村はその区域内に小学校及び中学校を設置しなければならない（学校教育法38条、49条）。そして学校設置者は、その設置する学校を管理し、「法令に特別の定めのある場合を除いて」その学校の経費を負担することとされる（同法5条）。しかしながら、市町村立学校の教職員の給与は、市町村立学校職員給与負担法1条に基づき、都道府県が負担することとされている。この規定に基づき、都道府県がその給与を負担する市町村立学校の教職員を「県費負担教職員」という（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下、「地方教育行政法」とする）37条）。さらに義務教育費国庫負担法により、「県費負担教職員」の給与その他にかかる費用の二分の一が国庫より支出される。そして「県費負担教職員」の任命権は都道府県教委に属する（地方教育行政法37条）。都道府県教委は、市町村教委の「内申をまつて」県費負担教職員の「任免その他の進退」を行う。市町村立学校の校長は市町村教委に対してその所属する教職員の人事について意見を申しでることができる（同法39条）。また、服務

の監督については、市町村教委が行うこととされる（同法46条）。県費負担教職員の研修は、原則として任命権者である当該都道府県教委が実施する（教育公務員特例法21条2項）。

なお、政令指定都市においては、県費負担教職員の人事権及び研修は当該指定都市の教育委員会がこれを行う（地方教育行政法58条1項・2項）。また、本件で被告・被控訴人となっている郡山市のような中核市の県費負担教職員の研修は当該中核市の教育委員会が行う（同法59条）。

このように、小中学校は、市町村が設置・管理し、それにかかる経費は原則として市町村が負担するものの、そこに配属される教職員の給与は、都道府県が支弁し、国庫が一部負担する。さらに、市町村立学校の教職員の「任免その他の進退」、すなわち、採用、異動、分限、懲戒にかかわる権限は、市町村教委及び校長の関与はあるものの、基本的には都道府県にある。すなわち、公立小中学校の管理運営は、市町村の事務とされるが人事権を都道府県に帰属させることで、市町村立学校に関する権限は、市町村と都道府県の両者がこれを分有し、さらに国も教職員の給与その他の報酬を内部負担することで一定のかかわりを有しているのである。

このような複雑な仕組みが成立した経緯は大要以下の通りである。戦前にあつては、義務教育は、「官営公費事業」の範疇に含まれるものとされ、義務教育は国家事業と位置づけられて、教員の任免権その他は国家の権限とされた。これに対し、市町村は、学校施設の設置・管理にかかる費用及び教員の俸給の支弁を負担した。1918年、義務教育の教員給与の一部国庫負担を法定した市町村義務教育費国庫負担法が成立し、さらに1940年、義務教育の教員給与費を府県が負担し、その2分の1を国が負担することとした義務教育費国庫負担法が制定され、同時に地方間の財源調整のため地方分与税が創設された。

戦後の教育改革の一環として、義務教育は自治体の事務とされた。そして旧教育委員会法（1948年）が制定されて、教職員の人事権はすべて市町村教委が行うこととされた。旧教育委員会法の成立した同じ年に市町村立学校職員給与負担法も制定されて市町村立学校の教職員の給与は都道府県の負担とされた。また、1950年には、シャウプ勧告により、義務教育費国庫負担制度が廃止され、新たに設けられた地方財政平衡交付金制度に編入されたが、1952年には義務教育費国庫負担法が復活し、翌年施行された。さらに1956年に地方教育行政法が制定され、ここで、それまで市町村教委が有していた教職員の人事権を都道府県の権限とすることにした。

なお、都道府県教委による教員任免事務は、市町村教委からの「機関委任事務」であると位置づけられた。したがって、都道府県教委は、「関係市町村の総合的機関」として人事権を行使することとされた<sup>(10)</sup>。しかし、地方分権一括法により、機関委任事務が廃止されたことにより、教員任免の事務は、これが法定受託事務に編入されたわけではないので、都道府県教委の法定自治事務として整理されたことになる。

県費負担教職員の選任監督の実情については、これについて考察した論稿は少ないが、ある研究によれば、地方教育行政法46条に規定されている市町村教委の服務監督権は「形骸化」しているという。例えば、県費負担教職員が事故を起こした場合、市町村教委は、まず、都道府県教委に報告を行う。そして都道府県教委の指示に従い、調査を行い、報告書を作成する。調査を終えて、事故報告書を提出した後に都道府県教委による事実確認が行われる。その後、都道府県教委が市町村教委に対して、処分に関する内申を提出するよう「指示」を出す。その際、処分内容については、市町村教委からの内申の中には記載せず、「厳正なる処分」といった抽象的な文言にとどめるよう求められるという。処分の内容について市町村教委は公式に依頼することができず、専ら都道府県教委が決定しているというのである。このように、市町村教委の服務監督権の内実は「起きた事故について報告をすること」、「みている」権限に過ぎないというのが現状である<sup>(11)</sup>。また、県費負担教職員制度のデメリットとして、勤務校の設置者たる各地方自治体、すなわち市町村への帰属意識が希薄になる可能性を指摘するものもある<sup>(12)</sup>。

以上のような問題を抱える県費負担教職員制度については、既に中教審が「給与負担と人事権が都道府県にあるため、県費負担教職員が地域に根ざす意識を持ちにくくなっていること、また、より教育現場に近いところに権限をおろすべきであることなどから、人事権についても都道府県から義務教育の実施主体である市区町村に移譲す

---

(10) 兼子仁『教育法〔新版〕』有斐閣 1978年 491頁。

(11) 曾根暁子「市町村教育行政における教職員人事権のあり方に関する考察」『中央大学社会科学研究所年報』9号2004年132-134頁。この他では本件を紹介した若井彌一「事例解説・教育の紛争 市立中学校の教諭による体罰に起因する損害賠償を県も負うべきとする判決の是非」『週刊教育資料』2007年12月17日号13頁も、「都道府県教育委員会は、人事上の任命権の行使を通じて、間接的ではあるものの、各都道府県の市町村立学校のサービスの在り方に大きな影響力を有する存在であることは、学校教職員にとっては解説の必要がないほどに『自明』のことである。」としている。

(12) 本多正人「県費負担教職員制度の見直しをどう進めるか」『教職研修』2004年9月号56頁。

る方向が望ましいと考えられる。」と答申をしている（中央教育審議会「新しい時代の義務教育を創造する」（答申）2005年10月26日）。さらに本年5月12日にはこれを受けて、文部科学省は公立学校教職員の人事権について、市町村に移譲することを検討する協議会を設置した<sup>(13)</sup>。また、地方分権改革推進委員会も、教員人事権を中核市に移譲する旨、第1次勧告に盛り込んでいる（地方分権改革推進委員会「第1次勧告～生活者の視点に立つ『地方政府』の確立」平成20年5月28日）。

## （2）学説との対比

### ① 学説の分布

次に、国家賠償法3条2項に関する学説分布を概観し、次いで本件一審判決及び控訴審判決について考察する。

国家賠償法3条2項の「内部関係でその損害を賠償する責任ある者」とは誰をさすかという問題をめぐっては、戦前の官営公費事業における賠償責任をめぐる議論及びこれを引き継いだ国家賠償法3条の立法の経緯を踏まえて、従来は、管理者説と費用負担者説に分かれてきた<sup>(14)</sup>。

管理者説の論拠は、3条1項が「費用を負担する者もまた、その損害を賠償する責に任ずる」（傍点、筆者）と定めていることから、「本来の賠償責任者」、すなわち管理者と3条1項の規定によってはじめて賠償責任者となる「特別の賠償責任者」、すなわち費用負担者とが区別され、前者が最終責任者であると推察されること<sup>(15)</sup>、管理者に最終責任を負わすことが、公務員の注意義務を喚起して爾後の損害抑止を図る点で効果的であること<sup>(16)</sup>などを理由に主張された。

一方、費用負担者説は、「本来的賠償責任者」を管理者としたと解釈しうる3条1項はあくまでも被害者の救済の便宜を考慮した規定であり、行政内部の最終的負担者の決定の参考にはならないとして、3条1項と2項を切り離してこの問題を論じる。すなわち、「もともと、管理主体と費用負担主体が分かれているという国・

---

(13) 「毎日新聞」2008年5月15日朝刊。

(14) 国家賠償法3条の立法の経緯及びそこに至る戦前の官営公費事業をめぐる問題については、宇賀克也「国家賠償法における費用負担者の概念(一)・(二)」『自治研究』66巻6号32-51頁、同7号21-45頁、村上義弘「国と地方公共団体の間における賠償責任の交錯」『判例タイムズ』408号23-27頁を参照。ただし後者においては3条2項の問題は言及されていない。

(15) 磯崎辰五郎『行政法（総論）』398-399頁。

(16) 大坪憲三『国家賠償法詳解』港出版合作社 1957年 13頁、162頁。

地方を通ずる行財政システムをとっていることから生じた問題であるので、ここに国家賠償法上の固有の責任の所在の問題を持ち込むことに必然的な理由がない」というのである<sup>(17)</sup>。戦前の官営公費事業以来の流れから費用負担者説を採るもの<sup>(18)</sup>、費用負担者の負担する費用の中に、賠償金が含まれるという点などが論拠として主張されている<sup>(19)</sup>。また、管理者説及び以下に触れる寄与度説は、最終責任者の決定に困難な場合があるが<sup>(20)</sup>、反面で、費用負担者説は、費用負担の割合が地方財政法11条により、法律又は政令で定めなければならないこととされているので賠償負担割合の計算が容易であるとする説もある<sup>(21)</sup>。現在ではこの費用負担者説が「通説<sup>(22)</sup>」とされている。

なお、本判決とのかかわりで重要なのが、費用負担者説にいう費用負担の内容である。この点につき「給与を除く経費」と明言するもの<sup>(23)</sup>がある他は、この点に言及するものはほとんどない<sup>(24)</sup>。この点については判決の検討の際に再度触れる。

以上のような管理者説と費用負担者説の対立は、戦前の議論を前提としたものであるが、これとは別の角度からこの問題に迫る考え方も提示されている。例えば、上記の「通説」とされる費用負担者説の元となったとみられる学説を戦前において美濃部博士が主張した背景には、国の公権力行使責任を認めることに消極的であった当時の裁判所の態度を前提に、「官営公費事業」の概念の下に「管理主体」（＝公権力主体＝国）と「経済主体」（＝費用負担者＝市町村）を分離して、後者を不法行為責任者とすることで、被害者救済の可能性を広げようという実践的意図があったのであり、国や自治体の公権力責任を正面から認めた国家賠償法が制定された現在となつては「歴史的使命を終えたものとみななければならない<sup>(25)</sup>。」とする指摘がある。また、3条に関してこれまで展開されてきた諸学説は、中央集権的色彩

---

(17) 塩野宏『行政法Ⅱ〔第四版〕行政救済法』317頁。

(18) 雄川一郎『行政の法理』有斐閣 1986年 347頁。

(19) 古崎慶長『国家賠償法』有斐閣 1982年 239頁。

(20) 塩野前掲書317頁。

(21) 宇賀前掲書341頁。

(22) 西埜前掲書476頁。

(23) 今村成和『国家補償法』1957年有斐閣120頁。

(24) 雄川前掲書は「事業の一般事務に要する費用」という表現を用いており、ここにいう「費用」から給与は除かれると読むこともできるが、「具体的には、それぞれの事業の費用負担に関する定め方の解釈の問題にかかることになろう」としている。

(25) 村上前掲論文27頁。

の濃かった戦前の「官営公費事業」を念頭に置いて形成されてきたのであり、地方自治を保障する現行の日本国憲法の枠組みにおいては再検討を要するという見解も示されている<sup>(26)</sup>。

このような視角から、費用負担者説を前提としつつ、例えばかつての機関委任事務に関する賠償責任について、「当該事務が自治体に機関委任される背後には、地域住民の福利を図るうえで最もイニシアティブを発揮すべきは自治体であり、問題に応じて任務分担を図りながらこれをさまざまなレベルで促進する役割を期待されているのが国である、という基本思想がある」とすれば、「そのイニシアティブ発揮において問題があった場合には、法令上『費用負担者』たる地位にある自治体に問われている責任の性質は独自の不法行為主体としてのそれ」にあたり、「三条責任の実体は一条ないし二条にもとづく責任にほかならない」として、管理者説と費用負担者説の対立を相対化する考え方も提起されている<sup>(27)</sup>。さらに、これを受けて、費用負担者の負担する義務的経費の割合は、実体的・潜在的な管理の割合を反映しており、費用負担者説は管理者説と根本的に対立するものではないとする見解もある（「潜在的管理責務者説<sup>(28)</sup>」）。

また、そもそも、管理者説か費用負担者説かと割り切るのが問題であり、それぞれの団体の寄与度に応じて判断すべきと説くものもある（いわゆる「寄与度説<sup>(29)</sup>」）。この考え方は、国家賠償制度の監視的機能、制裁的機能や適法性統制機能を重視する観点からも主張されている<sup>(30)</sup>。

なお、内閣法制局の法制意見は、直接には国家賠償法2条の営造物責任を念頭に置いて展開されたものではあるが、費用負担者説に立っている<sup>(31)</sup>。また、同法制

---

(26) 山本隆司「国家賠償法第三条・第四条」『国家補償法大系3 国家賠償法の判例』日本評論社 1988年 140-141頁。

(27) 山本前掲論文141頁。こうした考え方は、機関委任事務が廃止されて、自治体事務としての法定受託事務へと再編された地方分権一括法以後の状況において一層説得力を増すとも考えられる。

(28) 宇賀前掲書341頁。

(29) 阿部泰隆『国家補償法』有斐閣 1988年 64頁。

(30) 西荻前掲書476頁、芝池義一『行政救済法講義〔第3版〕』有斐閣 2006年 307頁。また原田尚彦『行政法要論（全訂第六版）』学陽書房 2006年 305-306頁も、「いずれかの団体に特段の帰責事由が認められれば、帰責の寄与度により責任の分配がなされるべきである。」としており、条件付き寄与度説とでもいうべき説に立っている。なお、そうした帰責事由がない場合には法定の費用負担区分に応じて分担すべきとして費用負担者説を採用している。

(31) 前田正道編『法制意見百選』ぎょうせい 1986年 266頁以下。

意見の考え方は国家賠償法1条の公権力責任の領域にも妥当するとしている。ただし、そこにいう「費用負担者」の「費用」は、「原則として、当該公権力を行使する公務員の俸給、給与等の人件費を除く事務の執行に要する費用」とされる<sup>(32)</sup>。

## ② 本件判決の位置づけ

さて、上記のような学説分布の中で、本件判決はどのように位置づけられるのであろうか。本件は、上記の諸説のいずれかを機械的に適用して、原告、被告のいずれかを最終的賠償責任者と決するのは困難なケースである。というのは「通説」とされる費用負担者説を採っても、市町村立学校の経費について、教職員の給与は都道府県が負担している一方、それ以外の一般経費は設置者である市町村が負担することとされており、何をもって「費用」とみなすかによって結論が異なってくるからである。また、管理者説に立つとしても、上にみたように市町村立学校の教員の任免及び懲戒権を含む人事権は都道府県教委がこれを行行使することとされている一方で、他方、市町村教委もまた教員に対する服務監督権を有しており、都道府県、市町村のいずれもが「管理者」に該当するとも考えられる。さらに損害発生の寄与度に基づいて判断するにしても、——「寄与」という文言によっていかなる事柄を想定するかにもよるが、例えば「損害発生に対する実質的な関与<sup>(33)</sup>」と理解するならば、——本件の場合、B教諭の体罰事件につき、以下にみるように、福島県、郡山市のそれぞれの選任・監督上の固有の過失が明確に認定されているとはいえず、寄与の度合いを判定することも困難である<sup>(34)</sup>。

以上のような状況の下、裁判所はいかなる手法を用いて、結論を導いたことになるのであろうか。まずは、一審判決から検討していく。一審判決は、学校設置者で

---

(32) 前田前掲書279頁。

(33) 芝池前掲書307頁。

(34) 今橋盛勝「体罰裁判と国家賠償法一条論」『法律時報』57巻10号(1985年)は、「法禁された不作為義務に反した違法性の強い、かつ教師の故意にもとづく加害行為である体罰の不法行為性、損害賠償責任性は、他の一般の『教師の教育専門的安全義務』としての作為義務を怠った過失によって生ずる学校事故と、その類型・法理は著しく異なっており、「教師個人の不法行為性・有責性が厳格に問われてしかるべき問題」であるとしている(74頁)。ただし、教師による体罰が継続的に行われ、そうした「継続的な確信的体罰」が「校長・他の教師から抑止されないだけでなく、積極的・消極的に容認・支持され、当該学校の学校秩序維持の方法、生活指導の方法として不可欠な、または中心的位置を占めている」ような場合には「学校組織体の構造的な組織義務違反(組織過失)」とされる場合があるとしている(76頁)。本件の認定事実によれば、そうした「組織的過失」の要素はみられない。

ある市町村が学校教育法により一般経費を負担し、一方、都道府県による教員給与の負担はその「例外」であるとして、給与にかかる「費用負担者」である原告が最終的負担者と判断することはできないとする。他方で、教職員の給与以外の一般経費を負担していることをもって市町村を「費用負担者」とみなすこともせず、結局、一審判決は、少なくとも本件における賠償金の最終的負担者を決する基準としては費用負担者説を採らなかったことになる。

次に、一審判決は、「損害発生への寄与の割合などを総合的に考慮して定めるべき」としている。このことから、一見するといわゆる寄与度説を採用したように読むこともできる。また、結論として、原告、被告が一定の割合で最終責任を分有するとした点からもこのことが伺える。さらに、その寄与の内容として、県については「本件体罰は、県費負担教職員による体罰という故意の不法行為であって、単なる学校運営管理上の問題のみならずB教諭の教職員としての資質の問題をも含んでいる」ことから「原告も一定の責任を免れない」としており、B教諭の教職員としての資質を見抜けなかった点で県の過失を、また市については「被告の学校管理運営上生じた事故」から管理運営上の過失を認めているといえなくもない。

しかし、これらを県教育委員会、市教育委員会の過失とするには抽象的に過ぎる。むしろ、本件体罰事件を「故意の不法行為」としている点、またB教諭に体罰などの問題行動の前歴がないことにつき争いがないことや、B教諭が郡山市立A中学校に赴任して2ヵ月に満たない時期に本件事件が発生したことなども併せる<sup>(35)</sup>と原告、被告ともに任命、管理における固有の過失は問題とされていないとも読める。したがって、「損害発生への寄与」という文言は用いられているものの、何がこの場合の「寄与」にあたるか、原告、被告双方につき明らかにされているとはいいがたいのである。

一審判決において、実際に判断の基準となっているのは、以下にみるように制度上、県費負担教職員の選任監督権（義務）がどのように法定されているかという点であると思われる。

すなわち、一審判決は、県費負担教職員が「市町村の公務員として公権力を行使する」こと、市町村教委に県費負担教職員を監督する義務が地方教育行政法によっ

---

(35) 別訴ではあるが、被害者が県と市を訴えて双方に賠償を命じた前判決においても、県と市の選任監督上の固有の過失は認定されていない。

て課されていること、そして学校設置者である、被告の運営管理上生じた事故である点から、まずは被告の責任が大きいと判示している。要するに、基本的には、本件に固有の事実関係に基づく過失というよりは、制度上の監督管理関係から被告の責任を導き出しているといえる。

次に、原告の責任についても、市町村が学校教育法5条に基づいて有する包括的な管理権のうち、任命権のみを委譲されたものに過ぎないとする原告の主張に対して、「あくまで市町村に代わって行使するという性質のものではなく、都道府県が最終的包括的な人事権を有していることによるというべき」としており、この点が、原告も一定の最終的賠償を免れないとした主要な理由であるとする、やはり選任監督上の固有の過失からではなく、法制度上の選任監督権の所在という客観的要因から判断したと考えられるのである<sup>(36)</sup>。

なお、民事の不法行為の損害賠償においては、過失の割合によって求償額を確定する共同不法行為<sup>(37)</sup>とは区別される、被用者の不法行為における複数使用者間の求償権の範囲という問題が意識されている。そして、その範囲の確定にあたっては、「被用者である加害者の加害行為の態様及びこれと各使用者の事業の執行との関連性の程度、加害者に対する各使用者の指揮監督の強弱などを考慮して定めるべき<sup>(38)</sup>」とされている。都道府県教委の任命権と市町村教委の監督権を考慮してそれぞれの責任を1対2とした本件一審判決の判断基準は、「指揮監督の強弱」すなわち、教職員に対する選任監督の寄与度に着目したものと考えられる。

また、原告の人事権について、一審判決は「あくまで市町村に代わって行使するという性質のものではなく、都道府県が最終的包括的な人事権を有している」と判示した。これは、県教委が市町村教委の内申に基づかないで行った懲戒処分について、教員任命権の主体は、都道府県教委であり、内申はあくまでも都道府県教委が任命権を行使するための手続要件に過ぎないとの認識を前提に、そうした懲戒処分を適法と判示した最判昭和61年3月13日民集40巻2号258頁に照応している。さらに、――本件では当事者間で事務の帰属の問題は直接には争点とはされなかったが

---

(36) 註(30)の原田前掲書が、特に帰責事由がない場合には費用負担の帰属を基準とするという説であったとすれば、ここでは特に帰責事由が当事者双方に見当たらないために管理者説を採ったことになる。

(37) 最判昭和41年11月18日民集20巻9号1886頁。

(38) 最判平成3年10月25日民集45巻7号1173頁。

—、先に触れたように、分権一括法により、機関委任事務が廃止されたことに伴って、同事務が、都道府県教委の法定自治事務とされたことも平仄があう。ただし、「包括的」と判示する上で論点となるであろう市町村教委の内申の性質に踏み込んで言及するところはない。

以上のように一審判決が基本的には管理者説を前提に、選任管理の寄与度に応じて最終的な賠償責任の帰属を決しているのとみられるのに対して控訴審判決は、費用負担者説に拠って結論を導いている。控訴審判決は、公立学校教職員の給与を都道府県が負担する仕組みが、学校設置者が経費を負担するとした学校教育法5条の例外とする点で、一審判決と共通の認識を示す。しかし、一審判決が都道府県を「費用負担者」とした上で、最終責任者を判断する基準として費用負担者説を採用しなかったのと異なり、控訴審判決は、給与その他を含む人件費を除いた学校の経費一般を負担する市町村を「費用負担者」とし、本件においては被告が本件賠償債務の最終負担者であると判示したのである。こうした手法は先に触れた内閣法制局の法制意見と同じである<sup>(39)</sup>。

上にみたように、費用負担者説にいう「費用負担」が何を意味するのかという問題をめぐっては、給与を除く事務事業そのものにかかる経費と明示するのは少数で、多くは費用負担の内容について明言はしていない。

しかし、本件は、一審判決が述べるようにB教諭の「故意による不法行為」の要素が大きく、施設などの管理の瑕疵を考慮する余地のない専ら人為的なもので、原告及び被告双方に問われているのが使用者責任としてのそれであり、控訴審判決もこの点につき特に異なった判断をしていないとすれば、学校の設置運営にかかる費用の中から、教員給与にかかる費用のみを除外して、その他の費用を負担する市町村のみを「費用負担者」として最終責任をすべて負わせるというのは、いささか恣意的なようにも思われる<sup>(40)</sup>。戦前の費用負担者説は、当然に俸給を「費用」に含めており<sup>(41)</sup>、そうであるからこそ、現行の3条1項は「給与その他の費用……を

---

(39) 学校事故訴訟実務研究会編『〔改訂版〕学校事故と訴訟Q & A』三協法規出版株式会社 2003年 158-159頁もこれと同様の見解を示して、市町村が負担すべきとしている。

(40) 寄与度説に立つ阿部前掲書64頁は、本件のような学校事故の場合には、「先生を監督し、事故を起こさないよう注意することのできる立場にある市町村の責任で、給与負担者の責任ではないと解する方が合理的であろう。」(傍点筆者)としており、教授のいわれる「寄与度説」に立てば市町村が最終的責任者になるとしつつ、費用負担者説を採るならば、この場合、給与を負担する都道府県が費用負担者とされ、最終責任者になるであろうことを示唆されている。

(41) 美濃部達吉「官営公費事業と其の法律的特色」『法学協会雑誌』48巻9号 1930年 58頁。

負担する者」（傍点筆者）と定めたのである。

また、市町村立学校の給与負担を都道府県に帰属させている理由が、専ら、財政的な観点にあるだけではなく、「市町村の財政上の重圧を除くとともに、給与の水準を全国的に適正にし、教育水準の維持向上を図るため」（一審判決、傍点筆者）、あるいは「給与等の支払に関する財政基盤をより強固なものとすることにより、学校教育の充実、教育水準の維持を図り、併せて市町村間における教育格差を是正すること」（控訴審判決、傍点筆者）にも求められるとすれば、都道府県も「広域の地方公共団体」（地方自治法2条5項）として、域内市町村間の教育水準の平準化という役割を担っていることになる。また、教職員の人事権を都道府県教委のものとしているのはそうした独自の役割に由来するとも考えられる。そうすると、義務教育という事務は、「基礎的な地方公共団体」（地方自治法2条3項）たる市町村と「広域の地方公共団体」たる都道府県が共同して執行する性質の事務であり、都道府県は単なる給与のみの「費用負担者」にとどまるのではなく、むしろ「潜在的な管理責務者」にあたることでもできそうである。

もっとも、本件において、控訴審判決が、給与負担者である都道府県を費用負担者としなかったのは、学校教育法及び市町村立学校職員給与負担法が給与を除く一般的な事務経費を市町村に、教職員給与を都道府県に割当て、というように単純かつ機械的に分配したのではなく、「法令に特別の定めのある場合を除いて」（学校教育法5条）設置者である市町村がその経費を負担するのが原則であり、都道府県による教職員の給与の負担は、「例外」とされていることによるともみられる。すなわち、都道府県が負担しているのが給与に該当するから、というよりも、それが学校教育法にいう「法令に特別の定めのある場合」にあたるから、費用負担から除外したと考えられるのである。そうすると、控訴審判決は、国家賠償法3条2項にかかる最終的負担者を決する一般的基準として、給与を除く事務執行にかかる費用の負担者をもって費用負担者とし、これが最終的負担者となるという命題を導き出したとまではいえないかもしれない<sup>(42)</sup>。

---

(42) 警察法37条は、1項で一号から十号までを国庫の支弁とし、同条2項で1項により国庫が支弁する経費を除き、都道府県が支弁するとしている。また同条3項では、都道府県の支弁する経費については、予算の範囲内において、政令で定める所により国がその一部を補助すると規定している。都道府県警察の行う事務は、都道府県の法定自治事務とされるが、上記の規定をみると、国庫による費用の支弁は、「例外」と位置付けられるか否か、一考を要するであろう。

また、費用負担者説それ自体が、被害者救済の便宜を図った3条1項と最終的負担者に関して規定した3条2項とを切り離して考えることを前提とした議論であるとするれば、費用負担者の負担する「費用」の内実の議論をする際に、立法の経緯あるいは3条1項の文言に縛られる必要はないともいえる。さらに、給与負担者を費用負担者と考えたと、理論上は、給与の半額を負担している国も最終的責任者とされる可能性も生ずる<sup>(43)</sup>。本件において国は3条1項による被告とはされていないが、本件の先例としての影響を考慮したかもしれない<sup>(44)</sup>。

次に、控訴審判決は、管理者説に立った場合の判断をもしている。ただ、控訴審は、上にみたように費用負担の帰属を基準に最終的賠償責任者を決めているから、この部分は、被告の主張に応じて付随的に述べた「傍論」ということになる。控訴審は、管理者説に立ったとしても、市町村教委が「第一次的」な監督権限を有しているのに対して、都道府県教委のもつ監督権限が「第二次的なもの」に過ぎないとして、最終負担者は市町村になるとしている。ここでもまた一審判決とは異なった判断を行っている。一審判決が、「人事権」を「最終的包括的」に行使している点を重んじたのに対して、控訴審判決にいう都道府県教委の「監督権限」は、人事権を考慮の外に置いているように考えられる。本件については、人事権の問題ではなく、あくまでも日常の「服務監督」の問題であるという判断が前提にあるのだろうか。

## おわりに

以上、本件の生じた経緯及び一審判決及び控訴審判決の概要を紹介し、従来の学説との対比を試みてきた。その結果、国家賠償法3条2項にいう「内部関係でその損害を賠償す

---

(43) この場合の国は、教職員給与の一部を負担するとしても、費用支弁者ではなく、内部的負担者に過ぎない。しかし、3条1項の費用負担者の範囲をめぐっては、判例（最判昭和45年8月20日民集24巻9号1268頁）及び「通説」が内部的費用支弁者も「費用負担者」に含まれるとしている。参照、宇賀前掲書334頁。

(44) 埼玉県北本市の市立中学校におけるいじめが原因とみられる生徒の自殺事件について、両親が、学校設置者である北本市のみならず国をも被告として損害賠償を求める訴えを起こした（「朝日新聞」2007年2月7日付）。学校事故に関して国を被告とした初めての訴訟といわれている。しかし、ここでは国は、1条1項による責任を問われているのかもしれない。

る責任ある者」を決する基準について、従来必ずしも踏み込んで議論されてこなかった問題がいくつか浮上してきたと思われる。

一つは、いわゆる費用負担者説を採る場合の費用とは何をさすかという問題である。本件では、一審判決は、都道府県が教員給与を負担する一方で、市町村も学校の設置管理にかかる費用を負担することから、費用負担の帰属を、最終的賠償責任者を決する基準にすることを断念した。これに対して控訴審判決は、学校教育法5条の規定を手がかりに、都道府県による給与負担は、「設置者負担主義」の例外として、給与を「費用」から除外し、それ以外の学校の設置及び運営にかかる費用を負担する市町村を「費用負担者」として、賠償費用の全額を負担すべしとした。しかし、このことから、給与は事務執行にかかる一般経費からは除外するということが一般化されたと考えるのかという点はなお留保を要するであろう。あるいは、3条1項に関して議論されてきた内部の負担金、補助金などをどのように考えるのかということが、費用負担者説を前提としても残るのである。費用負担者説が「通説」の地位を確立していた論拠の一つとして、事務執行にかかる費用負担割合は法定されていることから、賠償責任の帰属を判断することが容易であるとする点が挙げられることがあったが、必ずしもそのようにはいえない場合もあることが本件において明らかになったといえよう。

二つめは、管理者説を採る場合の問題である。従来、この説を主張する場合、選任者と監督者が分かれているということは想定されていなかった。この点、一審判決は、選任にかかる責任と監督にかかる責任に応じて賠償責任を分配するという手法をとった。他方、控訴審は、傍論とはいえ、選任のモメントを考慮の枠外に置いて、監督者たる市町村がすべての責任を負うべきと判示した。しかし、人事権が行政活動において有する重要性は論を俟たないところであり、これを一切考慮の外に置くことには疑問が残る。

三つめは、寄与度に応じて責任を分配すべしとする場合に、本件のように使用者としての責任が前面に出て、固有の過失が明らかでない場合が生ずるということである。逆に、連帯して賠償を命ぜられた行政主体のいずれか、又は双方に選任監督にかかる固有の過失が見出される場合には、最終的賠償責任の分配は、それぞれの過失の寄与に応じてなされることになるのであろうか。その意味では本件は、教員の体罰という学校事故の中でも特殊な——これは件数が少ないという意味ではない——事故に端を発したものであり、3条2項に関する初めてのケースではあるが、仮に控訴審判決が上告審において維持されたとしても、これにより3条2項の最終的賠償責任者を決する一般的基準が定立されたか否かは、なお、今後の事例の積み重ねに待つべきであろう。

次に、控訴審判決が維持された場合、実務にいかなる影響を及ぼすのであろうか。原告・控訴人である福島県が提出した準備書面によれば、学校事故について、市町村と都道府県が連帯して賠償を命じられた場合には、実際にはほぼすべての場合に市町村が全額負担しているという。そうであれば、控訴審判決は実務の慣行に沿ったものといえることができる。しかし、これには異論があり、支払う割合は両者が話し合いで決め、都道府県も一部負担することが多いという指摘もある<sup>(45)</sup>。後者の場合には、本件控訴審判決は、市町村にとって看過しがたい判決となろう。

その場合、市町村教委には、「形骸化」しているとされる内申権及び監督権を法の予定する実質をもったものにしていくことが求められるであろう。ただし、上記のような市町村教委の内申及び監督権の「形骸化」が人事権を都道府県教委に帰属させたことの必然的な帰結であるとするならば、権限を与えられずに、責任のみを負わされることになる市町村側から、——上に紹介したように市町村への教員人事権の移譲は既に実現に向けた検討の段階に入っているが——教員人事権の移譲を求める動きを一層強める方向に作用することも考えられる。ただ、その場合には、一審判決、控訴審判決がともに判示したように、単なる市町村財政の補完というにとどまらず、都道府県の「広域の地方公共団体」としての独自の役割があったのだとすれば、とりわけ小規模な市町村が人事権を行使する際の工夫が必要とされよう。この点も中教審答申において既に指摘されているところである。

本件は、訴訟に至った経緯からみて、「ハプニング」的要素の強いケースであるとはいえ、これまで専ら学説レベルにおいてのみ議論されてきた国家賠償法3条2項にいう「内部関係でその損害を賠償する責任ある者」に関する初めての司法判断である点のみならず、外部の観察者には見えにくい行政主体相互の関係、とりわけ教育行政における権限及び財政負担の錯綜という問題に司法の場において光が当てられ、「融合型」国地方間（自治体間）関係の問題点を浮かび上がらせた点で意義深いケースであったといえる。

しかし、本件を取り上げる地元メディアの視線には極めて冷淡なものがある。すなわち、本件において原告・控訴人である福島県が求償請求した額が50万円余りであったことを捉えて、両当事者がそれぞれの住民の「血税」によって支出する裁判にかかる費用がその額を上回ることが予想されることから、税金の無駄使いであり、「責任のなすり合い」、「住民不在」の「無益な争い」、であるというのである<sup>(46)</sup>。本件は訴額の小さな賠償訴

---

(45) 「河北新報」2008年4月7日付。

(46) 同上。

訟であったが、このような冷ややかな視線が、例えば、関与をめぐる国と自治体あるいは都道府県と市町村の間の争訟にもついて回るのであろうか。

(かきみ たかよし 福島大学行政政策学類准教授)

付記：本稿執筆にあたって、一審判決及び控訴審判決を入手するに際して、朝日新聞福島総局の立松真文記者、高津祐典記者にご協力いただいた。記して感謝申し上げます。

また、本件に関する、原告・控訴人福島県及び被告・被控訴人郡山市双方の訴状、答弁書及び準備書面について、福島県情報公開条例に基づく開示請求、郡山市情報公開条例に基づく任意開示の申出を行い、福島県教育委員会から、両当事者の上記書類の開示を得た。なお郡山市教育委員会からは開示を拒否された。